

<b>例 規 名</b>	<b>富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、同事業者等における書面等の作成について、電磁的記録による対応も可能である旨を規定するものです。 ・電磁的記録による対応に関し第48条として新たに規定
<b>施 行 日</b>	公布の日

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則(第48条・<u>第49条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第49条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則(第48条_____)</p> <p>附則</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第48条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>